

○ 農地の売買、贈与、貸借等の許可申請の流れ（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要となります。

この許可を受けないで行った行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律（貸借のみ）に基づく方法もあります。詳しくは市農業振興課農地班へ問い合わせてください。

【農地法第3条の主な許可基準（許可することができない場合）】

（1）全部効率利用要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められない場合。

（2）法人要件

農地所有適格法人ではない法人が、農地等の権利を取得しようとする場合。

《例外的に許可できる場合の例》

・農地の使用貸借及び賃貸借に限って、次の①～③の要件を満たすときは、法人については法人要件、個人については常時従事要件を満たさなくても『解除条件付きの貸借』として農地の権利を取得することができる。

①「農地を適正に利用していない場合に賃貸借等の解除をする」旨の条件が契約に付されていること。

②地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

③法人の場合は、業務執行役員のうち1人以上の者がその法人の行う農業（企画管理労働等を含む）に常時従事すること。

（3）信託の禁止

信託の引き受けにより農地等の権利が取得されること。（農協が信託事業として引き受ける場合を除く）

（4）常時従事要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、農地等の取得後において、農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。

（5）下限面積要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の農地等の取得後における経営農地等の面積が50アールに達しない場合。

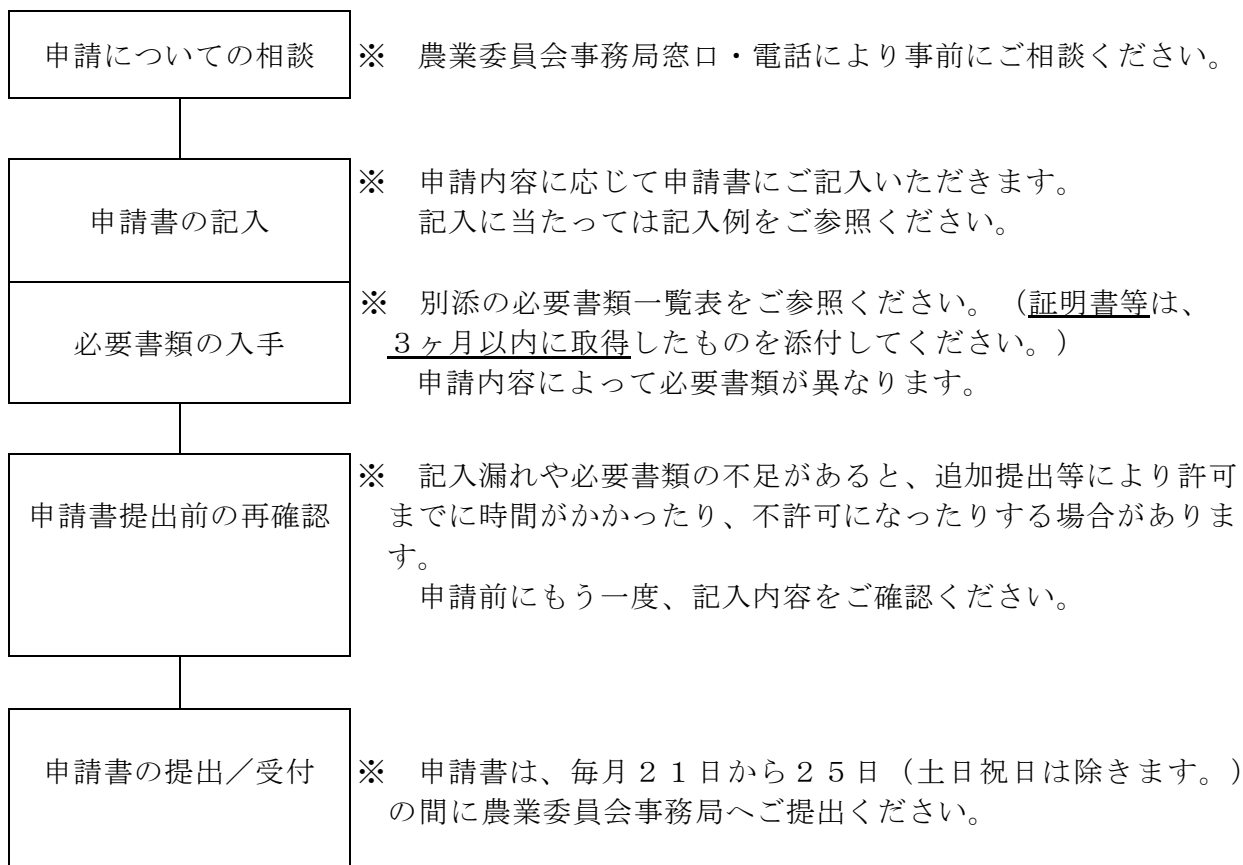
（6）転貸等の禁止

農地等を所有権以外の権原に基づいて耕作する者が、その土地を貸し付け又は質入れしようとする事。

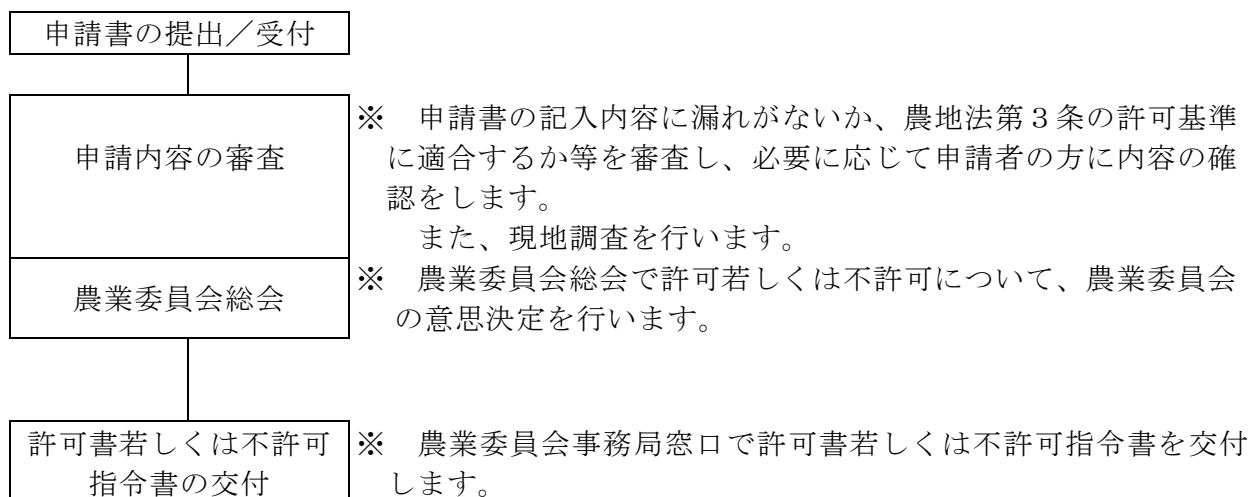
（7）地域との調和要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、その権利の取得後に行う耕作の事業の内容、農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

申請者の流れ（受付まで）



農業委員会の流れ（許可書若しくは不許可指令書の交付まで）



※標準処理期間は、申請書の受付後、4週間としています。